

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 窓口負担割合の見直しに伴う

保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります（黄色⇒橙色）

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。

9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

- 新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課窓口でお申し出ください。

新しい保険証は**橙色**です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和5年7月31日
交付年月日	令和4年9月1日
被保険者番号	01234567
住所	上川郡和寒町字〇〇△△番地
氏名	和寒太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	2割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39014642 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

※減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）は有効期限が令和5年7月31日までのため、再交付しません。

■ 一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の

医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

新しい保険証の「一部負担金の割合」の欄をご覧ください、ご自分の負担割合をご確認ください。

■ 窓口負担割合が2割となる方は、以下の項目にすべて該当する方です

- 住民税課税世帯で、3割負担（現役並み所得者）ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入＋その他の合計所得金額が、
 - ・被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

■ 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

【電話】011-290-5601

和寒町役場 住民課保険医療係

【電話】32-2422